

監発第35号
令和元年10月28日

酒田市長 丸山至様

酒田市監査委員 加藤裕



酒田市監査委員 後藤仁



定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知くださるようお願いします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員聴取日
八幡総合支所 地域振興課	7月31日	8月23日～ 10月23日	9月11日
八幡総合支所 建設産業課	7月31日	8月23日～ 10月23日	9月11日
松山総合支所 地域振興課	7月31日	8月23日～ 10月23日	9月12日
松山総合支所 建設産業課	7月31日	8月23日～ 10月23日	9月12日
平田総合支所 地域振興課	7月31日	8月23日～ 10月23日	9月13日
平田総合支所 建設産業課	7月31日	8月23日～ 10月23日	9月13日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は下表のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

監査対象課	監査結果	
	指摘事項	
八幡総合支所 地域振興課		<p>八幡タウンセンター自家用電気工作物保安管理業務委託について、担当課が作成した仕様書の認定伺の予定価格は年額157,000円(税抜)となっているが、設定した予定価格を超えた年額157,320円(税抜)で契約を締結していた。予定価格を確認した上で、契約を行う必要があったにもかかわらず、その手続きを怠っていた。</p> <p>今後こうした事態が起こることがないよう、入札(見積)事務及び落札者の決定に係る事務処理は適正に行うこと。</p>
松山総合支所 地域振興課		<p>松山総合支所序舎カーペット清掃業務委託について、担当課が作成した仕様書の認定伺の予定価格は年額114,000円(税抜)となっているが、設定した予定価格を超えた年額115,000円(税抜)で契約を締結していた。予定価格を確認した上で、契約を行う必要があったにもかかわらず、その手続きを怠っていた。</p> <p>今後こうした事態が起こることがないよう、入札(見積)事務及び落札者の決定に係る事務処理は適正に行うこと。</p>
松山総合支所 地域振興課		<p>酒田市南部コミュニティセンター会議室4間仕切り設置工事について、担当課が作成した仕様書の認定伺の予定価格は701,000円(税抜)となっているが、設定した予定価格を超えた760,000円(税抜)で契約を締結していた。予定価格の設定に誤りがあつたため、当初の予定価格の設定を見直し、改めて適正な価格で再度契約手続きを行う必要があつた。</p> <p>今後こうした事態が起こることがないよう、入札(見積)事務及び落札者の決定に係る事務処理は適正に行うこと。</p>

平田総合支所 地域振興課	注意事項	平田総合支所庁舎サツキ雪囲い取付作業委託（契約金額 427,680円）及び平田総合支所庁舎サツキ雪囲い取外し作業委託（契約金額 388,800円）について、雪囲いの取付・取外し作業は、作業時期は離れているものの年度内に行う一連の業務と考えられるが、それぞれ分割発注し随意契約を締結していた。契約金額を合わせると816,480円となり、随意契約ができる予定価格50万円を超えるため、入札案件として契約手続きを行う必要があった。分割発注しなければならない合理的な理由がないことから、入札案件として適切に処理すること。
-----------------	------	--